

謹んで哀悼の意を表します。

平成20年7月9日から平成21年6月30日までの間にお亡くなりになった町民の方々を掲載しております。故人のご冥福をお祈りするとともに謹んで哀悼の意を表します。

掲載を希望されなかった方や本町以外の方で、町で葬儀・告別式等を行なわれ、掲載を希望された方など、調整して掲載してあります。なお、掲載の確認については、各区長にご協力をいただきました。

(敬称略)

行政区	死亡者氏名	死亡年月日	行政区	死亡者氏名	死亡年月日	行政区	死亡者氏名	死亡年月日
竹中	山崎 克司	H20.7.11	中尾	川野 エヲ	H20.8.8	福浦	浦口 利子	H21.1.27
	山崎 政信	H21.3.16		農中 幸男	H20.8.10		福田 政敏	H21.3.8
染竹	井上 サカエ	H20.10.15		農添 シメ	H20.8.22		福山 俊光	H21.6.30
	福山 敏治	H20.12.6		木村 キヌコ	H20.9.1	平国上	長濱 國光	H20.12.9
	前田 フジノ	H21.1.1		農中 三澄	H20.10.30	平国下	前田 敏	H20.9.16
	犬束 久美子	H21.3.15		農中 フミコ	H20.11.24		鬼塚 定義	H21.1.15
	鶴野 サエ子	H21.5.15		農添 次義	H21.5.13		濱田 忠光	H21.1.16
	鶴田 宣尊	H21.5.31	古中尾	長原 スミエ	H20.8.25	日当	伊藤 達彦	H20.10.14
浜崎	永柄 シスヲ	H20.8.3		山本 一男	H20.12.31		宮島 トクノ	H20.10.21
	大森 兼義	H20.8.15		古本 千鶴子	H21.4.1		伊藤 シズヲ	H20.12.7
	前坂 愛子	H21.4.25		田口 フクエ	H21.5.21		上村 英子	H21.1.15
桜戸	前坂 庇	H21.2.9	倉谷	丸山 誅	H20.7.11		伊藤 サモ	H21.6.7
町中	北岡 博子	H21.6.6		中山 己熊	H20.12.5	日添	上村 ハツコ	H21.6.17
古川	古川 磯松	H20.7.10		中山 ハツ	H21.1.19		林田 ムメヲ	H20.10.18
	西川 ユキエ	H20.11.14		前田 秀男	H21.1.27		林田 スエヲ	H21.2.5
	森下 國巳	H21.2.18	内野	山路 熊助	H21.1.26		宮島 保満	H21.4.10
	小野 綱義	H21.2.27		齋藤 ツマ	H21.3.14		吉野 ハツコ	H21.6.12
	船場 満洲生	H21.6.30	上下門	坂口 シズ	H20.11.10	小津奈木	永田 ハナエ	H20.8.27
大泊	柳迫 サダ子	H20.8.30	川内	宮崎 眞澄	H20.9.5	丸岡	永田 厚	H20.8.21
	真野 眞澄	H20.9.11		下川 正男	H20.11.8			
	柳迫 ヨリ子	H20.11.8	福浦	而平 雅敏	H21.3.3			
	新立 ミツエ	H21.1.25		福田 忍	H20.8.16			
	永野 ヨシモ	H21.4.19		松崎 ミヨ	H20.12.27			
	増田 正恵	H21.5.9		福田 ミツエ	H21.1.13			

※個人情報保護の観点から、世帯主(喪主)等については掲載しておりません。

特定健診を受診しましょう！

昨年から始まりました町国民健康保険の特定健診が、今年も11月の住民健診と一緒に行われます！

現在、住民課福祉班より住民健診の申込書が配布されています。国民健康保険の特定健診も、この住民健診の申し込みで受診することとなりますので、40歳から74歳までの方で津奈木町国民健康保険に加入の方は、申し込み欄の「特定健診」の欄に○を記入し必ず受診しましょう！

なお、社会保険・共済組合等の保険に加入の方は、住民健診での特定健診の受診が出来ませんので、特定健診等については各事業所又は加入保険者にお尋ねください。

問い合わせ先

住民検診について・・・

特定健診等について・・・

住民課

福祉班 ☎ 78-3111 (116・118)

保険班 ☎ 78-3111 (119)

振興課自立振興班
☎ 783111 (224)

● 問い合わせ先
● 収荷場所
JAあきた玉葱選果場
● 持込時間 午前8時～正午
● 台風等の場合で回収ができない場合は、9月1日(火)に延期します。

● 収荷日
8月25日(火)
又は、役場振興課まで問い合わせください。

使用済みの農業用ビニール(肥料袋など)・ポリエチレンフィルムなどの農業用廃プラスチック類は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、使用した事業者(農家)が適正に処理することが義務付けられています。そのため町や農協単位の収集体制を活用して、地域ぐるみで全量を適正に処理しましょう。野外焼却(野焼き)や不法投棄すると罰せられますので以下の回収日処理しましょう。詳しくは、JAあきた(☎ 821251)又は、役場振興課まで問い合わせください。

農業用廃プラスチック類
回収について